令和7年度ひめボス推進セミナー開催事業委託業務仕様書

1 事業の目的

地域を支える全ての主体が力を合わせて、人口減少対策に取り組む機運を高めるため、ひめボス企業の人材確保に向けた職場環境整備のための知識や実践手法の習得、人口減少問題に関する経営者の行動変容、若者が希望を持って愛媛でのライフプランを描くことのできる意識涵養などを促すセミナーを開催する。併せて、今後のひめボス制度のブラッシュアップ等に向けた取組みを検討するため、ひめボス企業に対するアンケート及びヒアリングを実施し、現状分析や課題の洗い出しを行う。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 委託料上限額

16,544 千円 (消費税及び地方消費税額を含む)

4 事業内容等

(1) 多様な人材確保に向けた社内改革セミナーの開催

県内企業の人材確保支援を図るため、働きやすく、働きがいのある職場環境づくり やダイバーシティ推進に向けた社内改革のヒントとなる知識や実践手法を学ぶため の公開型セミナーを開催する。

- ① 開催時期、場所、回数
 - ・令和7年5月~令和8年2月の間に県内で5回程度のセミナーを開催する。
 - ・セミナーのうち、2回程度は松山市内、2回程度は東予圏域での開催とすること。
 - ・各回の開催スケジュール及び時間は、受講者の参加のしやすさや知識・ノウハウ の習得に効果的と考えられるスケジュールを企画提案すること。
 - ・原則としてセミナーは対面での開催とするが、遠方の企業の利便性に考慮して、 1回はオンライン参加も可能とすること。

② 対象者

・各回定員は30名程度とし、主にひめボス認証企業等の経営者・人事労務担当者、行政職員等を対象とする。

③ 内容

- ・受講者が現状の人口減少や人材不足といった危機感を認識し、社内改革の必要性を理解するとともに、多様な人材確保に向けた社内の取組みを進めるための基礎知識やノウハウ、手法を習得できる内容や講師を企画提案すること。
- ・セミナーは1回完結の形式とするが、5回程度のセミナーの中で2つ以上のテーマを取り上げること(すべての回を同一の内容とはしないこと)。
- ・生産性向上、人材確保に向けた企業(ひめボス認証企業が望ましい)の実際の取 組事例を紹介すること。
- ・県の施策を紹介する時間を設けること。
- ④ その他

- ・会場の手配、企画、運営、スタッフや講師の手配、参加申込みの受付等、それに 付随する一切の業務を行うこと。
- ・セミナーの広報用チラシ (A4両面フルカラー、マットコート紙、90kg程度)を1,000部作成 (デザイン含む) し、電子媒体 (PDF) とともに県に納品すること。
- ・受講者にアンケートを実施し、セミナーに対する要望・感想を把握するとともに、 ひめボス宣言事業所認証制度に対する意見・要望等を把握すること。

(2)経営者層向け人口減少対策セミナーの開催

地域を支える全ての主体が力を合わせて、人口減少対策に取り組む機運を盛り上げ、愛媛で働き、結婚の希望を叶え、出産・子育てがキャリアアップの妨げにならない社会を構築するため、主に経営者層を対象としたセミナーを開催する。

- ① 開催時期、場所、回数
 - ・令和7年5月~令和8年2月の間に県内で10回程度のセミナーを開催する。
 - ・企業の経営者等が参加しやすいよう、原則として、県内の経済団体などが実施している既存の会議・会合の場などを用いて開催すること。
 - ・各回の開催場所、スケジュール及び時間については、会議・会合を主催している 経済団体等と調整の上、幅広い地域・性別・年齢層にアプローチし、県内の機運 醸成に効果的と考えられるような内容を企画提案すること。

② 対象者

・各回30名程度、主に企業・団体の経営者・人事労務担当者等を対象とする。

③ 内容

- ・受講者が現状の人口減少問題に関する危機感を認識し、働きやすく、働きがい のある職場環境づくりの必要性を理解するとともに、ひめボスの認証取得や奨 励金申請に向けた取組みの後押しとなるような内容や講師を企画提案すること。
- ・生産性向上、人材確保に向けた企業(ひめボス認証企業が望ましい)の実際の取 組事例を紹介すること。
- ・県の施策を紹介する時間を設けること。

④ その他

- 経済団体等との調整、企画、運営、スタッフや講師の手配等、それに付随する一切の業務を行うこと。
- ・受講者にアンケートを実施し、セミナーに対する要望・感想を把握するとともに、 ひめボス宣言事業所認証制度に対する意見・要望等を把握すること。

(3) 若者向けライフプラン啓発セミナーの開催

これから就職を控える学生や愛媛で就職した若者が、仕事とプライベート(結婚・ 出産・子育てなども含む)に関する将来のイメージを具体的に描き、希望を持って県 内で就職・就業継続をできるような機運を高めるための公開型セミナーを開催する。

① 開催時期、場所、回数

- ・令和7年度中に松山市内で1回のセミナーを開催する。
- ・開催時期及びスケジュール、時間については、他のセミナーや県事業との連携、 受講者の参加のしやすさなどを考慮した内容を企画提案すること。

② 対象者

・30 名程度、主に県内の大学生、企業・団体の若年者等を対象とする。

③ 内容

- ・受講者が愛媛の暮らしやすさについて知るとともに、本人の希望に応じて仕事や結婚・子育て等を含めたライフプランについて考え、「愛媛で暮らし、働き、結婚し、子育てをすること」などを具体的にイメージする機会となるような内容や講師を企画提案すること。ただし、結婚、妊娠、出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、企画にあたっては多様な価値観・考え方を尊重することが大前提であることに留意すること。
- ・学生が参加しやすいよう、飲食等を交えながら参加できる形式とすること。
- ・ロールモデルの紹介及びグループワークの時間を設けること。
- ・ひめボス宣言事業所認証制度を紹介する時間を設けること。

④ その他

- ・会場の手配、企画、運営、スタッフや講師の手配、参加申込みの受付等、それに 付随する一切の業務を行うこと。
- ・セミナーの広報用チラシ(A4両面フルカラー、マットコート紙、90kg程度)を 1,000部作成(デザイン含む)し、電子媒体(PDF)とともに県に納品すること。
- ・受講者にアンケートを実施し、セミナーに対する要望・感想を把握するとともに、 ひめボス宣言事業所認証制度に対する意見・要望等を把握すること。

(4) 若年社員向けライフプラン形成支援セミナーの開催

愛媛で就職した若者が、早い時期から仕事とプライベートの将来のイメージを具体的に描き、キャリアアップを図りながら、結婚・出産・子育ての希望を叶えるために有用な知識(妊孕性を含む)を提供するための企業出前型のセミナーを開催する。

- ① 開催時期、場所、回数
 - ・令和7年5月~令和8年2月の間に県内で5回のセミナーを開催する。
 - ・受講希望のあった県内企業への出前講座形式により開催すること。
 - ・各回の開催スケジュール及び時間は、企業の希望を踏まえた上で適切に設定する こと。

② 対象者

・各回20名程度、主に企業・団体の若年者等を対象とする。

③ 内容

- ・受講者が初期キャリア形成の重要性等についての理解を高めるとともに、結婚や子育て等を含めたライフプランについて深く考え、「愛媛で暮らし、働き、本人の希望に応じて結婚し、子育てをすること」などを具体的にイメージする機会となるような内容や講師を企画提案すること。ただし、結婚、妊娠、出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、企画にあたっては多様な価値観・考え方を尊重することが大前提であることに留意すること。
- ・ロールモデルの紹介、個人ワーク又はグループワークの時間を設けること。
- ・ひめボス宣言事業所認証制度を紹介する時間を設けること。

④ その他

・受講希望企業との調整、会場の手配、企画、運営、スタッフや講師の手配、参加 申込みの受付等、それに付随する一切の業務を行うこと。

- ・セミナーの広報用チラシ (A4両面フルカラー、マットコート紙、90 kg程度)を 1,000 部作成 (デザイン含む) し、電子媒体 (PDF) とともに県に納品すること。
- ・受講者にアンケートを実施し、セミナーに対する要望・感想を把握するとともに、 ひめボス宣言事業所認証制度に対する意見・要望等を把握すること。

(5) ひめボス宣言事業所認証事業所及び制度に関する調査・分析の実施

ひめボス認証企業における取組み内容や認証取得の効果を見える化するためのアンケートを実施するとともに、令和8年度以降のひめボス制度の更なるブラッシュアップを進めるため、企業・団体への個別ヒアリングを実施し、業種や企業規模ごとの課題を整理・分析する。

① 実施時期

- ・アンケートは令和7年6月頃に送付し、7月頃に回答結果を取りまとめること。
- ・企業・団体への個別ヒアリングは、アンケート結果の集計・分析後の適切な時期 に実施すること。

② 対象者

- (アンケート) ひめボス認証企業 700 社程度
- ・(ヒアリング) 取組みの進んでいる企業及び各種団体、組合など 20 箇所程度
- ③ 実施方法
 - ・(アンケート) Web アンケート形式
 - ・(ヒアリング) 対面又はオンライン
- ④ アンケート設問数 20~30 問程度

⑤ 内容

- ・アンケート調査項目の設定、Web フォームの作成、集計、分析を行うこと。
- ・アンケート調査項目には、以下の内容を含めること(想定)。
 - A. ひめボス認証取得の効果(採用、業績など)
 - B. 女性活躍推進、両立支援、働き方改革等に関する制度整備状況
 - C. 若者定着、女性管理職、男性育休等に関する現状
 - D. ひめボス宣言事業所認証制度に関する自由意見 など
- ・アンケート調査項目については、ひめボス認証企業の成果・取組みなどが県内 企業全体と比べてどの程度進んでいるかを比較・可視化できるよう、既存の別の 調査・アンケート等における設問を参考に設定することとし、設問項目の例を企 画提案すること。
- ・アンケート及びヒアリングの調査結果については報告書に取りまとめ、電子媒体 (PDF)及び製本 (5部)を納品すること。
- ・報告書には、調査結果を踏まえたひめボス宣言事業所認証制度の課題や今後の 制度改革に向けた提案を行うこと。

⑥ その他

- ・アンケートの実施及びヒアリング実施に係る企業との調整等、それに付随する 一切の業務を行うこと。
- ・アンケート調査項目の設定及びヒアリング実施内容については、県と協議の上 決定すること。

5 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める実績報告書を提出し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

6 事業の再委託

受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、県が業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、委託業務の一部を委託することができる。その場合は、委託契約書に基づき再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

7 著作権の譲渡等

- (1)本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に 基づき保護される第三者の権利(以下、「特許権等」という。)に関する紛争が生じな いように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる 第三者の特許権等についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金 に含むこととする。発注者又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合 も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受 託者の責任と費用負担で対応すること。
- (2) 本業務により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権(著作権法第21条から第28条までに定める権利をいう。)については、発注者に帰属するものとし、本業務により受託者が得られる成果物の著作者人格権(著作権法第18条から20条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。)について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (3) 受託者は、発注者が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズ や色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。
- (4) 発注者は、成果物を使用するに当たって、受託者を表示することを要しないものとする。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり、図画その他の著作物を使用する場合は、当該 著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を発注者が無償 で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。
- (6) 前項において発注者が著作物を使用することができる期間は無期限とする。ただし、やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に発注者の承諾を得るものと

する。

(7) 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないこと。

8 特記事項

- (1) 事業実施に当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受託者は関係法令等を遵守し、準備作業、運営管理に伴い生じる義務(安全確保 義務を含む。)及び責任はすべて受託者の負担において措置すること。
- (3) 受託者が本業務で得られた成果は、原則として愛媛県に帰属する。
- (4) 受託者は、この契約の履行により知りえた秘密を第三者に漏らしてはいけない。 契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受託者は、個人情報について「個人情報特記事項」を遵守しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の実施に際しての詳細な事項及び仕様書に記載のない事項に ついては委託者との協議の上、実施すること。委託者側の都合により、作業の実施時 間、方法等が制限される場合があるので、実施に当たっては十分調整・協議を行うこ と。
- (7) 受託業務の詳細については県と十分な打合せを行い、双方共通の認識のもとで事業が進むよう留意すること。本仕様書に関して疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定する。